

議案第 150 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 30 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 財産の表示

建 物

所 在	伊賀市丸柱 837 番地
構造及び面積	旧まるばしら保育所園舎 鉄筋コンクリート造平屋建 608.04 平方メートル

2 相手方

伊賀市丸柱 831 番地の 1

丸柱地域まちづくり協議会

会長 前川 勇雄